

農地法第3条申請に係る提出書類

2～5は譲受人が法人の場合のみ、必要です。

証明書類は発行日から3ヶ月以内のものをご用意ください。

※ 書類の入手先を〈 〉内に記載しました。

提出締め切り：毎月10日

(10日が土曜・日曜、祝日の場合は、
直前の開庁日)

1 農地法第3条の規定による許可申請書(同一内容ものを3部)〈農業委員会事務局〉

※ 許可となった後、申請者である譲渡人と譲受人に許可書として交付します(2部)。

さらに、当事務局用として1部の、計3部を提出してください。ただし、申請者の人数が変わる場合、提出必要部数も変わります。

ホチキス止め、全ページに捨印、割印が必要です。

2 農地所有適格法人としての事業等の状況〈農業委員会事務局〉

※ 上記申請書の一部となるものです。

3 定款の写し

4 組合員名簿又は株主名簿の写し

5 (定款に法人の所在地が記載されていない場合)

全部事項証明〈法務局〉等の所在地が確認できる書類

6 売買の対象となる土地の登記事項証明(全部事項証明)〈法務局〉

※ ここに所有者として記載されている方を、申請書の譲渡人とします。

※ 例えば、3筆であればそれぞれ1枚ずつで、合計3通です。

7 更正図〈法務局〉

※ 例えば、3筆であって1枚の図面に3筆全てが掲載されていれば、その1枚を添付してください。場合によっては、複数枚となることもあります。

8 案内図(申請地の位置を表示した図面)〈申請される方でご用意ください〉

※ 住宅地図等の写し等

9 (柏崎市外在住の方のみ) 譲渡人、譲受人の住民票抄本

(譲受人は、本籍又は国籍の記載があるもの)〈住所のある市町村窓口〉

10 その他参考となる書類

申請地について、貸借権が設定されている場合は、解約が必要です。

ご不明の点がございましたら、農業委員会事務局までお問い合わせください。